

# 赤字解消・激変緩和措置計画(大東市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	19	大東市

## I. 赤字の発生状況

### I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。  
 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	360,000,000	0	0	0	0	0	0	0	360,000,000

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的										小計	合計	
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他 一部負担金の減免額の補填	その他 多子世帯支援奨励金	その他 (解消すべきもの)			その他
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳ (円)	⑩~⑳ (円)	㉑=①~⑳ (円)
65,186,516	23,260,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88,446,870	448,446,870

(千円)	
(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	360,000
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ① ③~⑨ ⑩ ⑭ ⑮ ⑰~⑲	65,187

【確認事項】 赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。  
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

### I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	(千円)		(C)
	平成27年度	平成28年度	新規増加額
	846,246	137,816	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

### I-(3) 赤字額

(千円)	
国定義 (D)=(A)+(C)	360,000
大阪府定義 (E)=(B)+(C)	65,187

### I-(4) 赤字の原因

過去の医療費増に合わせて保険料率の改正をすべきであったが、してこなかったこと、収納率が府下でも最低クラスであったことが原因と考えられる。この状況を改善するため、平成28年度に保険料率の改正を行い、収納率も向上させている。

(国定義の赤字解消計画の策定をしない理由)  
 平成29年度は単年度で黒字が見込まれることと累積赤字解消のための繰入金4億1千万円を平成29年度3月議会において補正予算計上し、平成30年3月23日付けで議決されたため、平成29年度中に累積赤字が解消される見込みである。また、もし解消がなされないとしても平成30年度において累積赤字解消のための繰入を実施することについて財政当局と調整済みであるため。

(追記)  
 平成29年度は、単年度収支において4億5千万円の黒字を計上し、累積赤字を解消することができた。

## II. 赤字の解消計画

### II - (1) 赤字解消のための基本方針

保険税独自減免分の補てんのための一般会計繰入れについては、平成30年度からは行っていません。  
また、一部負担金減免に係る一般会計繰入れについては、平成30年度に行ったが、令和元年度には解消し、今後も実施しない予定である。  
(追記)  
平成29年度に累積赤字を解消したが、今後も大阪府の示す事業費納付金を賄うために必要な額を賦課し、赤字に転落しないようにする。収納率も毎年少しずつ、上昇しているのので、府下平均へ近づけるようにする。

### II - (2) 赤字解消のための具体的取組

一般会計からの法定外繰入を令和元年度までに解消し、その後は財政状況を鑑みながら最終年度まで毎年度実施の有無を検討していく。

### II - (3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-								0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	64,973	214	0	0	0	0	0	65,187
残額	65,187	99.67%	0.33%						100.00%
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	64,973	214	0	0	0	0	0	65,187
残額	65,187	99.67%	0.33%						100.00%

### Ⅲ. 激変緩和措置計画

#### Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

令和5年度に税から料に区分を統一する。令和6年度までに市独自減免である低所得減免を廃止する。  
保険料率に関して、令和3年度・4年度は標準保険料率に統一していたが、令和5年度は市独自の保険料率とし、令和6年度に標準保険料率に統一する。

#### Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		税	税	税	税	税	税	統一	統一	令和5年度に区分を統一。
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	8.1%(50)	8.08%(50)	8.33%(50)	8.33%(50)	統一	統一	8.12%(50)	統一	令和3年度・4年度については標準保険料率を適用していたが、令和5年度に関しては、標準保険料率を適用することは最近の経済状況などからも被保険者への負担が大きいため、市独自の保険料率を設定。 令和6年度は標準保険料率に統一する。
	均等割(割合)	23,540円(35)	24,611円(35)	26,360円(35)	26,360円(35)	統一	統一	27,640円(35)	統一	
	平等割(割合)	33,900円(15)	29,668円(15)	30,565円(15)	30,565円(15)	統一	統一	28,870円(15)	統一	
	賦課限度額	54万円	統一	統一	58万円	統一	統一	63万円	統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	3.74%(50)	3.49%(50)	3.49%(50)	3.49%(50)	統一	統一	2.73%(50)	統一	令和3年度・4年度については標準保険料率を適用していたが、令和5年度に関しては、標準保険料率を適用することは最近の経済状況などからも被保険者への負担が大きいため、市独自の保険料率を設定。 令和6年度は標準保険料率に統一する。
	均等割(割合)	5,880円(35)	6,478円(35)	6,478円(35)	6,478円(35)	統一	統一	9,478円(35)	統一	
	平等割(割合)	9,220円(15)	9,970円(15)	9,970円(15)	9,970円(15)	統一	統一	9,858円(15)	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	19万円	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.8%(50)	2.42%(50)	2.68%(50)	2.68%(50)	統一	統一	2.47%(50)	統一	令和3年度・4年度については標準保険料率を適用していたが、令和5年度に関しては、標準保険料率を適用することは最近の経済状況などからも被保険者への負担が大きいため、市独自の保険料率を設定。 令和6年度は標準保険料率に統一する。
	均等割(割合)	16,820円(50)	16,820円(50)	17,634円(50)	17,634円(50)	統一	統一	18,213円(50)	統一	
	平等割(割合)	—	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準		市独自基準	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	統一	令和6年度までに市独自減免である低所得減免を廃止する。
4 仮算定の有無		無	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期		6月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
6 納期数		10回	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の減免基準		国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	統一	統一	統一	

上記のとおり提出します。

令和6年1月23日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 大東市

代表者名 大東市長 東坂 浩一

印

